

地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏」構築支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏」構築支援業務委託

(2) 業務の目的

那須塩原市では、地域と調和しつつ、地域の再生可能エネルギーを地域で活用することにより、地域内でエネルギーを自給し、災害等への対応力を強化するとともに、地域内で経済を循環、雇用を創出する地域循環共生圏を確立し、地域課題の同時解決を図り、市民が「ここに住んでいれば安心」、「ここに住んでいれば生き延びられる」と実感できる「持続可能なまち那須塩原市」の構築を目指している。

上記構想を実現するため、本市特有の地域課題を解決する地域再生可能エネルギーの活用可能性について、費用対効果を含め検証するとともに、構想の実現に向けた市民への意識啓発及び関係者の合意形成を図り、本市にとって最適な地域循環共生圏の提案を行うことを本業務の目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和3年2月26日まで

(5) 提案上限額

12,958,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市気候変動対策局 担当：田端、吉田

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2

電話：0287-73-5651 FAX：0287-62-7202

e-mail：nccac@city.nasushiobara.lg.jp

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
ただし、参加申請書提出日までに那須塩原市入札参加資格の取得が間に合わない場合は、企画提案書提出日までに入札参加資格を取得すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。

3 公募型プロポーザルの手続き等

(1) 予定される実施スケジュール

ア 事業公募開始	令和2年	8月25日（火）
イ 質疑書提出期限	令和2年	9月7日（月）午後5時まで
ウ 参加申請書提出期限	令和2年	9月7日（月）午後5時まで
エ 質疑回答	令和2年	9月9日（水）（予定）
オ 企画提案書等提出期限	令和2年	9月23日（水）午後5時まで
カ 参加辞退届期限	令和2年	9月23日（水）午後5時まで
キ プレゼンテーション	令和2年	9月28日（月）（予定）
ク 審査結果の通知・公表	令和2年9月下旬から10月中旬までの間（予定）	

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和2年9月7日（月）午後5時まで（必着）

- イ 提出部数 代表者印を押印したもの1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 那須塩原市気候変動対策局（本庁舎2階）

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）を提出することができる。質疑書は以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和2年9月7日（月）午後5時まで（必着）
- イ 提出方法 電子メールに質疑書を添付し、後記メールアドレスへ送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は次のとおりとすること。ただし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：地域循環共生圏構築支援業務質疑：＋

送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和2年9月6日に質疑書を送付した場合

地域循環共生圏構築支援業務質疑：20200906 株式会社△△△△

ウ 電子メール送付先

那須塩原市気候変動対策局 nccac@city.nasushiobara.lg.jp

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った者全員に、回答書を添付した電子メールを送信することにより行う。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和2年9月9日（水）

(4) 参加辞退

参加申請後、本事業への参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

- ア 提出期限 令和2年9月23日（水）午後5時まで（必着）
- イ 提出部数 代表者印を押印したもの1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 那須塩原市気候変動対策局（本庁舎2階）

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和2年9月23日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出書類

- ① 会社概要（様式第4号）
- ② 履行実績等（様式第5号）
- ③ 業務実施体制図（様式第6号）
- ④ 企画提案書（様式第7号）
- ⑤ 価格提案書（様式第8号）及び価格提案内訳書（任意様式）

ウ 提出部数 正本1部 副本8部

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 那須塩原市気候変動対策局（本庁舎2階）

カ 作成に当たっての留意事項

- ① 会社概要は、提案者及び提案者と共に本業務に当たる者（以下「協力者」という。）について作成すること。ただし、協力者の会社概要については、決算の状況が確認できる資料及び履歴全部事項証明書（登記簿謄本）の添付を省略することができる。なお、当該協力者を業務実施体制図において明示すること。
- ② 履行実績等には、提案者と共に本業務に当たる者（以下「協力者」という。）の履行実績等も記載することができる。
- ③ 履行実績等に記載した案件ごとに契約書の写しと仕様書の写しを添付すること。なお、契約書の写しは業務名、契約日及び提案者の代表者印が確認できる部分の写しのみで可とする。また、契約書等の写しの添付に当たって、契約条項等により明らかにできない項目がある場合は、黒塗り等の方法により非公開とすることができる。ただし、黒塗り等とした場合、その内容が評価に影響することがある。
- ④ 企画提案書は、仕様書を参考とし、様式第7号に従い業務の実施方針、手法、スケジュール等を記載すること。
- ⑤ 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- ⑥ 企画提案書に記載した内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものであるとする。
- ⑦ 価格提案書には、契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、

消費税等を含んだ金額)を記載すること。なお、金額の見積に当たっては、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

- ⑧ 会社案内やパンフレット等の添付書類は別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめるとともに、表紙の次ページに一覧を添付すること。
- ⑨ 企画提案書についてはプレゼンテーションまでの期間に折り返し質問をする場合がある。参加表明書に記載のメール連絡先にて対応できる体制を用意すること。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

提案評価については、「地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏」構築支援業務に係るプロポーザル選定委員会」による評価を行い、選定委員の評価点の平均を提案評価の点数とする。

能力評価、提案評価それぞれについて、配点の5割を基準点とし、能力評価、提案評価の点数のどちらか一方でも基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

参加申請者が3者を超えた場合は、事前に能力評価を行い、その評価点が上位の3者について提案評価及び価格評価を行う。なお、同点となった者が複数あった場合は、それらの者すべてについて提案評価及び価格評価を行う。

(3) 提案評価

ア 開催日時 令和2年9月28日(月)を予定

提案者ごとの集合時間等については、別途通知する。

イ 開催場所 那須塩原市役所 本庁舎 303会議室

ウ 時間 提案者毎の時間は、50分(プレゼンテーション30分、質疑応答20分)とする。

準備に要する時間は、別途確保する。

エ 参加人数 参加人数は、5人以内とする。なお、本業務において予定してい

る主担当者は必ず出席すること。

オ 注意事項

- ① 短時間でのプレゼンテーションを予定しているため、時間内での実施に配慮すること。なお、発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ② 企画提案書と別の資料配布は許可するが、提案書と異なる内容については評価対象外とする。なお、配布する場合は、9部用意すること。
- ③ プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和2年9月30日に書面により通知する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、評価において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

なお、本業務の契約締結は、令和2年度9月補正予算の成立を前提とする。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が2(1)～(5)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (4) 審査結果に対する不服の申立ては一切認めない。